

大阪府福祉のまちづくり条例 基準等の見直しについて(概要)

大阪府福祉のまちづくり条例基準等の見直しについて

■ 2025年大阪・関西万博を契機として、全国トップレベルにバリアフリー化が進んだ都市・大阪の
実現に向けて、高齢者・障がい者等のニーズや現状における整備実態などを踏まえ、より高水準
なバリアフリー基準を盛り込むため「大阪府福祉のまちづくり条例」の見直しを行う。

R6.6～7	条例施行状況調査検討部会①②
R6. 9	福祉のまちづくり審議会①
R6.11	条例施行状況調査検討部会③
R6.12	福祉のまちづくり審議会②
	・ 具体的水準のとりまとめ

大阪府福祉のまちづくり条例

- 「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現に向けて、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進
- バリアフリー法の委任条例として、きめ細やかな規制誘導により、建築物のバリアフリー化を促進
 - R5.10～R6.2にかけて、建築物のさらなるバリアフリー化に向けて当事者や事業者が参画する勉強会を開催し、ニーズや課題の整理等を行った

大阪・関西万博開催に向けた取組

1. ホテル・旅館のバリアフリー化の促進【R2.3条例改正】

- ホテル・旅館を新築等する場合のバリアフリー基準を整備
 - 一般客室に適用する基準の新設
 - 車椅子使用者用客室への基準追加

2. 条例ガイドラインの改訂【R5.5】

- 小規模店舗のバリアフリー化など整備する際の望ましい基準等を規定した指針を整備



段差のない出入口



バリアフリートイレ

バリアフリー基準の見直しの方針(具体的水準)

- 1 小規模店舗のバリアフリー化の促進**
 - 道等から主要な出入口までの経路のバリアフリー化について、義務対象規模を引き下げ(200㎡未満については用途変更を除く)

現 行	200㎡以上	▶	見直し後	100㎡以上
-----	--------	---	------	--------
- 2 共同住宅(駐車場)のバリアフリー化の促進**
 - 駐車台数の多い大規模な共同住宅において幅の広い駐車区画の整備を義務化

現 行	規定なし	▶	見直し後	総区画数100区画以上を対象に、100区画ごとに1区画以上を整備
-----	------	---	------	----------------------------------
- 3 トイレのバリアフリー化の促進**
 - 1)フラッシュライトの設置促進**
 - 大規模建築物において設置を義務化

現 行	規定なし	▶	見直し後	10,000㎡以上
-----	------	---	------	-----------
 - 2)大人用介護ベッドの設置促進**
 - 設置を要する規模を引き下げ

現 行	10,000㎡以上	▶	見直し後	5,000㎡以上
-----	-----------	---	------	----------
 - 大規模建築物では複数設置を義務化

現 行	1か所以上設置	▶	見直し後	10,000㎡超～40,000㎡以下の場合 → 2か所設置 40,000㎡超～ → 20,000㎡ごとに1か所追加
-----	---------	---	------	--
 - 大人用介護ベッドを設置した場合には、案内設備への表示を行うことを義務付け
 - 長さの基準を150cm以上に見直し(現行120cm以上)
- 4 劇場等の客席のバリアフリー化の促進**
 - 車椅子使用者用客席数に関する基準をバリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に一本化することで、政令よりも小規模な建築物の整備も促進

現 行	建築基準法施行条例で規定	▶	見直し後	政令基準で原則、総客席数の0.5%以上を設置(福まち条例で義務対象規模を引下げ)
-----	--------------	---	------	--